

長野市青少年保護育成条例について

18歳未満の青少年に対するみだらな行為

◎ 経過

3月28日 16歳に淫行容疑 教諭逮捕 東御市条例を初適用（有罪確定）
（みだらな性行為などの禁止）

4月3日 阿部知事 処罰付き青少年条例否定的
「直接的に条例で規制するのではなく、関係者の取り組みの中で青少年を守るというスタンスで取り組んでいきたい。」

4月16日 東御の高校教諭逮捕 市条例2件目適用（有罪確定）

※長野県は全国47都道府県で唯一、18歳未満とのみだらな行為を禁じる「淫行（いんこう）処罰規定」を含む条例を制定していない。

7月20日 毎日新聞記事

長野県で淫行（いんこう）処罰条例を巡る論争が起きている。同県は47都道府県のうち唯一18歳未満の子供とのみだらな性行為を禁止する青少年健全育成条例などが無い。県警の佐々木真郎（しんろう）本部長は6月県議会で「条例がないため摘発できなかった事例が散見される」と県に制定を求める異例の答弁をした。一方、県弁護士会は20日「自由恋愛が前提の（未成年の）男女間の交際までも規制するものだ」と反対を表明した。子供保護の観点から制定を求める県民の声もあるが、阿部守一県知事は「広く意見を聞いて対応を決めたい」として慎重な姿勢をみせている。

県 関係各課による青少年保護部会により検討

「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会」 H23年5月設置

子どもの権利条例等の県として取り組むべき子ども施策の検討

※長野県東御市は県内市町村で唯一、淫行処罰規定がある市青少年健全育成条例を制定している。

長野市青少年保護育成条例

（場所の提供及び周旋の禁止）

第12条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知って、その場所の提供又は周旋をしてはならない。

- (1) 淫行又はわいせつ行為
- (2) 飲酒又は喫煙
- (3) 暴力行為
- (4) 賭博行為

- (5) 麻薬、覚せい剤又は大麻を使用する行為
- (6) 前号に掲げるもののほか、催眠、興奮、幻覚、麻酔等の作用を有する薬品及びこけら
を含有する物で規則で定めるものをみだりに使用する行為

◎ 長野市青少年保護育成条例(昭和 53 年制定)改正の審議状況

平成 11 年 初期の段階で条例改正が考えられた主な項目

- ①青少年への淫行処罰規定の導入
- ②テレホンクラブ等の営業に対する規制の導入
- ③有害図書類の指定方法としての包括指定の導入
- ④有害図書類の販売店における陳列方法の規制

児童福祉法（禁止行為）第 34 条 児童に淫行をさせる行為

平成 11 年 3 月 ②については、「テレホンクラブ等営業の規制に関する条例」制定

平成 11 年 5 月 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」
制定

①青少年への淫行処罰規定の導入は、審議項目から除外